

随意契約理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター (水処理) 3系5／
8初沈流出バイパス可動堰補修工事

工事場所： 泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている3系5／8初沈流出バイパス可動堰について、雨天時浸入水対策として迅速かつ確実なゲート操作が可能なように電動化を行い、機能向上を図るものである。

当該機器は、いわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、当該ゲートを電動化するための設計、製作技術に関する知見としてスピンドルや減速機の機械的耐力を熟知している必要があるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した株式会社栗本鐵工所以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。